

第39回東近江市都市計画審議会議事録

開催日時 令和6年3月27日（水） 午後2時から午後3時30分まで

開催場所 東近江市役所313会議室（新館3階）

委員定数 15人

出席委員 14人

(委員) 岡井 有佳 澤田 喜一郎 蟹 慎一 田中 皓介 向 春美
岡田 史枝 廣田 美代子 辻 英幸 山本 直彦 安田 高玄
橋本 聰 山本 十三 池野 保 小田 美智子

出席者

(事務局) 都市整備部 理事 堀 憲司

都市計画課 課長 寺田 章男

課長補佐 福山 良孝

開発調整係 前田 真

都市計画・公園係 仙波 宏 堤 龍馬

(説明員) 国土交通省近畿地方整備局 滋賀国道事務所 中川専門官 末並技術員

広域事業推進課 管理監 谷 新一

国営事業調整係 小森 俊幸

生活環境課 生活環境係 村井 明生

傍聴人 2名

議 事 (1) 議案第1号 近江八幡八日市都市計画道路（3・3・4号びわこ東部幹線（滋賀県決定））の変更について（諮問）
(2) 議案第2号 湖東都市計画道路（3・3・1号びわこ東部幹線（滋賀県決定））の決定について（諮問）
(3) 議案第3号 近江八幡八日市都市計画東今崎町北部地区計画（東近江市決定）の決定について（付議）

その他

審議状況

1 開会 午後2時 司会 <都市計画課長>

<司会>会議の成立を報告

公開・非公開の報告、承認

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 議案第1号 近江八幡八日市都市計画道路（3・3・4号びわこ東部幹線（滋賀県決定））の変更について（諮問）

(2) 議案第2号 湖東都市計画道路（3・3・1号びわこ東部幹線（滋賀県決定））の決定について（諮問）

○事務局 （説明）

○会長

はい、御説明どうもありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問御意見のある方は御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

まず、図形についての事前配付資料がなかったので確認させていただきたいのですけども、スライドで先ほど18条の意見聴取辺りの資料があったと思いますが、こういう資料を事前にしっかりと付けておいていただきたいと思います。そして今回求められているのは、この18条の意見聴取という理解でよろしいでしょうか。はい、よろしいですね、分かりました。それで、令和4年の3月にルート案の見直しがあったと思いますが、都計審では附帯意見は最終的にどういう形になつたのでしょうか。

○事務局

前回の都市計画審議会は意見なし、附帯意見もなしでございました。

○委員

はい、ありがとうございます。幾つかあるのですが、令和5年4月に市町から県に対して原案の申入れをするよと、附帯意見付ける場合は付けなさいよという形で原案を県で取りまとめたと思いますけども、そこでの市町意見や関係課意見の取りまとめ状況についての補足説明をいただきたいのと、それ以降、県の原案を公聴会という形で実施しておりますし、環境アセスメントも進んでおりますので、その中で特に東近江市の関連で出ていた議論についても、補足説明をしていただけますか。

○説明員

少し補足説明をさせていただきます。今委員の方から、2つの説明を求められております。1つは、都市計画原案を固める段階での市町の行政関係の調整状況について、説明を求められているところでございます。こちらにつきましては、実際に彦根～東近江が明確なルートとして説明を始めさせていただいたのが、昨年度、令和4年の4月、3月ぐらいから始めさせていただいています。地元説明会等々させていただくのと並行して、関係の行政部局、こちらでは東近江市様、あとは近江八幡市様も含めてですし、滋賀県の中の道路整備も含めてですけども、農政部局も含めて、いろんな関係部局に対して、この彦根～東近江のルートの説明についてさせていただいております。その中で、気になる点、今後調整しなければいけない点について、意見照会をさせていただきまして、それについて、我々国土交通省の方から回答させていただきまして、それを相互に共有するというような形で今後協議を進め、今後その調整をする、何が必要かというふうなところをまとめさせていただいているところでございます。ここにはそういった資料はないところでございますが、簡単に東近江市様の方からいただいている御意見について、紹介させていた

だきます。もう本当に道路の部局も含め、農政の部局、あとは環境や自然公園の方々、いろんな部局の方から御意見をいただいている状況でございますけれども、例えば、1つ目でございますが、ちょうどこの東近江市のところは、愛知川をまたぐ形になります。愛知川から五個荘の部分については、近江鉄道や山を通るところ以外は盛土の構造になっているところにあります。その中で、例えば、愛知川が氾濫したときに盛土の構造のままで、要はせき止めされる可能性があるので、そういったところは、しっかりシミュレーションをしてほしいというふうな御意見をいただいております。そういったところに関して我々の回答としましては、現在の時点では、まだ詳細な測量等々が出来ておりませんので、今後都市計画の手続が終わった後に測量に入る形になりますが、その後、設計をしっかりと進めていく中で、構造を決めていくことになります。その際にシミュレーション等々をして、しっかり協議をさせていただくというふうなところで、要は事業を進めていく中で調整させていただくというふうな回答をさせていただいております。その他ですね、あとは水道、下水道の方からですけれども、要は我々が通るルートの下に水道管や下水道管が多々ありますので、その辺りの支障がないようにしっかり協議をしてくれというふうなところの御意見をいただいております。そちらにつきましても、今後設計を固めていく中で、調整させていただくというふうなところで、確認をさせていただいているところでございます。その他、トンネルの部分でございますけれども、ここの山が保安林である可能性もありますので、しっかりと滋賀県の関係部局とも調整するようにも御意見いただいております。その辺りも、しっかりと協議していくというふうなところで回答をさせていただいております。そういった形でですね、各個別の部局様から御心配事、今後協議が必要なことというふうなところをお伝えいただきまして、そちらをそれぞれ確認させていただいて、一覧表にして、行政の中で調整をさせてもらっているというような状況でございます。それともう1つ、公聴会のことについての説明を求められているところでございますが、まず公聴会につきましては、4月ぐらいまで各市町様の方で都市計画審議会を開催していただいて、その中で各市町様の都市計画原案を県に上げられた状況であります。その中で、県の方がそれを1つにまとめて、彦根の方から近江八幡まで、1つの都市計画原案として、提示をされたところですけども、その都市計画原案について、意見のある方は、要は口述、公聴会を開催するので、申出くださいというふうなところでやられているところでございます。その中でですけれども、公聴会の開催の方法としましては、都市計画区域ごとに開催されているところでございます。そのために、北からいきますと、彦根長浜都市計画区域、豊郷甲良都市計画区域、湖東都市計画区域、近江八幡八日市都市計画区域ということで、4回の公聴会を開催されている状況でございます。その中で、湖東都市計画区域と近江八幡八日市都市計画区域の御紹介を少しさせていただきますと、近江八幡八日市都市計画区域につきましては、4名の方から御意見がありました。その中で、東近江市の方から御意見いただいたのは4件中3件ありました。その公聴会、これは既に滋賀県様のホームページでも公表されております内容ですので、少し簡単に御説明させていただきますと、1つの御意見としては、ルートを通る近くで仕事をされている方で、伝統工芸的なものをされている方ですけれども、そういったところに関して、職場の環境について、今後しっかりちゃんと考えてほしいというふうなところを、具体的な意見を基に言われているところでございます。2つ目につきましては、そもそもバイパス工事に反対というふうなところで、国道8号の渋滞、現道の渋滞については、構造に問題があるので、要は、三重県等々で連続立体交差とかをするのですけど、そういったところにお金を使ったらどうだというふうな御意見をいただいております。もう1つが、こちらはまず南清水のところですけれども、地上からの高さがどれくらいになるのかというふうな御質問であったり、あとは五個荘の方ですけれども、多くの農地が関係しているけれども、農地の残地対策についてはどのように考えているのかというふうなところの御意見をいただいたところでございます。こちらの公聴会は、滋賀県様、都市計画決定権者の方が開催されておりまして、滋賀県の案として出されておりますので、その回答については、県の考え方として回答いただいているところでござ

ざいます。1つ目の仕事場の環境につきましては、今後事業の実施に当たって保障に関する御意見については、事業予定者である国に伝えていくというふうなところで、我々の方にいただいている。2つ目のバイパスに反対というふうなところ、そもそも現道の開発をすればいいんじゃないかというふうな御意見につきましては、現道の国道8号の改修については、既に沿道に工場や建物がたくさん密集しているので、それを確保するようにすると多大な影響があるというふうなところで、今のバイパスの方が良いという回答をいただいているところでございます。また、道路の高さにつきましては、現状ではまだ確定しているものではございませんので、今後事業予定者の方から説明をしていくというふうなところで、回答いただいております。あとは残地対策につきましては、農地に関する御意見については、これも同じですが、事業予定者に伝えてまいりますというふうな回答をさせてもらっております、県の考え方としてはそこまでになりますが、実際我々國の方としましては、事業の実施段階の時になりますけれども、要は道路を作っていく中で残地対策等々、各市町様とも調整をしていきながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。もう1つは、近江八幡八日市の都市計画区域に対する御意見だったのですけれども、その他湖東都市計画区域の方でも公聴会が開催されておりまして、こちらの方は、1名の方から御意見をいただいております。ただ、どちらの方は愛荘町の在住の方からの御意見でございまして、その御意見も愛荘町の中に関するお話でございましたので、今回のところは割愛させてもらっておりますが、どんな御意見かといいますと、要は交差点ですね、アクセスできるところを増やしてほしいというふうな御意見をいただいたところでございます。こちらにつきましても、我々としましては、まずバイパスの速度の信頼性、一定の速度で走れるようなところも心がけておりまして、なかなか交差点を多くしますと赤信号で止まったりしますので、そういうところをなるべく最小限にしているというふうなところを回答させています。以上でございます。

○委員

はい、ありがとうございます。近江八幡市、甲良町、豊郷町でも、都計審の関連でいろいろ議論させていただいているのですが、それらの市町で言うと、都計審だけで4回ぐらいやって、かなり附帯意見をつけて、十分、県、国に対しての検討を図るような形での議論を詰めてはいるのですけども、東近江市においては特に附帯意見なしという形で前回も出しましたし、今回もそれでよろしいのかなというのが若干心配になりましたので、このような形で御意見させていただきました。他市町で言うと、1つは、先ほど農業基盤の関連であったような、機能復旧についての附帯意見をしっかりとつけて、農水省含めてですけども、国、県にしっかりと対応してくださいという意見ですか、あと特に地元さんが心配されている道路の構造形式、盛土の問題とか、高架の問題とか、そういうところについての十分な検討、慎重な検討を図ってほしいという点ですか、あと地元説明会での反対側の意見の情報共有が十分になされていないという点に関しての附帯意見ですか、近江八幡、甲良いずれも3つ4つと附帯意見をつけて、十分、慎重に対応するようにということを都市計画審議会の責務としてフィードバックしているというところがありますので、少し御紹介させていただきました。今回の公聴会の意見書として上がっていない、地元説明会等で東近江市でやはり、今滋賀国道さんからも説明ありましたように、愛知川周辺で盛土が高くなるという部分ですか、農地に影響が大きいという部分についての心配は地元からも上がっているような話を聞きますし、それからもう1つは、箕作山の坑口の部分に関しては、ルート含めて地元でも非常に悩ましい状況があるというような辺りもお聞きしますが、その辺りの議論とか報告を特に都計審としてせずにですね、附帯意見なしとしてよいものかというところを少し心配しましたので、ここから答申するに際しては慎重にこの都市計画審議会の専門機関としての、諮問機関としての適切な回答が必要かなというふうに思いました。意見です。

○会長

どうもありがとうございました。取りあえず、事務局から答えることはなくても大丈夫ですか。

○事務局

はい、ありがとうございます。委員が言ってくださったように、昨年につきましては、本市からは意見なし、附帯意見もなしというところで、県の方に上げております。他の市町の状況も聞き及んでおります。地元説明等で地元の方の不安とか、そういったことがあるのは当然かと思いますので、今後、意見を言う場所があるとはいえ、附帯意見とかそういうところがもし出てくるようであれば、これは市の方としても上げていきたいというふうには考えております。以上です。

○会長

そういう意味で、今委員の方からお伝えいただいたように、道路整備後の農地の関係ですけれども、それについては意見として出すべきだという意味で言ってくださったのか、それともここではこういうのが出ますよっていうことなのか、その辺り教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員

あくまで他市町での紹介ですので、特に東近江市として、あるいは東近江市都計審として特にその心配はないと、お任せしておけば大丈夫ということでしたら別に意見を付けることはないですけども、その辺のところをかなり御心配されている市町では、しっかりと都市計画審議会でも表明しておくべきだという考え方もありますので、その辺のところは各都計審の判断になるかなと思います。

○会長

委員としてはどちらでもいいという理解でよろしいですかね、はい。今農地の方での御心配ということでこういう点があるのではないかという御提案をいただきましたけれども、確かに残地について、その農業が所有者の規模等にもよるかと思いますけれども、うまく農地として継続的に活用できるのかというふうな辺りもあるかと思いますが、その点について御意見をいただいてよろしいですか。

○副会長

あまり農業委員会としてはそういった議論はまだ今のところはしていないのですが、公聴会であるとかいろいろな意見聴取の中で、農業者の方から、道がついた場合の残地をどうするのかと、基盤整備も含めて、いろいろ検討してほしいというお声を聞いています。それぞれの委員も各地にありますので、そういうところからは意見をもらっていますが、委員会としてはまだそこまでの議論には至っていないですが、先ほど委員がおっしゃったように、そういった懸念、あるいは盛土があの辺は結構高くなるという懸念もされてますので、やはり都計審として、附帯意見とかそういう形で取上げて、位置付けをして、他の市町と同じような形で出せるようでしたら、私は附帯意見として付けていただく必要があるのかなと、このように思います。

○会長

はい、ありがとうございます。特に他に御意見はございませんでしょうか。

○委員

確かにこの計画位置を見てみると、きれいに整備をされた農地に対してその真ん中を道路が通って二手に分かれてしまうと、こういったことがよくあるのですが、本当に三角地が残ったりとか、細いところが残ったりということになった時に、農家の方の使い勝手が悪くなると、こういったことに対する何らかの整備なり、補償なりが要るのかなという感じがします。もうどうしても農地として使えないときには、もう畑にするとか、何とかしないともうそれが全部農地保有者の方に移ってしまうことになるのだろうと思っているのですけれども、そのような懸念に対してどのように考えておられるのかっていうのをもしお考えありましたらお聞きしてもよろしいでしょうか。

○説明員

現時点では、まだ今のお示ししているルートというものが、国道8号のバイパスの本線のみをお示しさせていただいている状態でございます。この後、先ほども少し触れさせていただきましたが、この都市計画の手続が完了した後に、本格的に事業化をして、測量に入るというふうなことをお伝えしたのですけども、今の状況は、その周辺の農地もそうなのですが、農道や水路についても、まだその復旧の計画が出来ていない状況でございまして、そこを1つ1つ、機能復旧について検討した上で、1つの本線と、加えてその機能復旧の道路も含めて、必要な用地ができ上がってくるという形になりますので、その上で、やはり残地というものはどうしても出来てしまうところになります。やり方としましては、1つは残地として用地の補償をするというふうなところはまずありますが、例えば用地買収した後にどうしても使えないというようなところがあれば、これは市町様とも協議していきながらなのですが、隣の方の田んぼの方と合体させていただいてその土手を少しこちらの方で触らせていただくであったり、そういう対応も可能ではございます。要は全面やり直しというところはまず我々の方もやはり道路の事業のためにお金をいただいてやろうとしておりますので、その農地を大改革するということまでは出来ませんが、そういうところの細かなところはできるのかなと思っております。ただ、県や市町の方とも協議していきながら、農地の他の改修と併せてやるというふうなところを持ってきたりしてすると思いますので、これは事業を進めていく中で、実際に用地を買うタイミング、あとは工事をするタイミングで、併せてその市民の方の事業、県の方の事業と、何か協力ができるものがあれば、そこは上手く協力して、残地とかを無くしていくっていうようなところはやっていきたいなというふうに考えております。なるべくやりっ放しということにはならないようにはしたいと思っておりますが、現時点ではまだ具体的なところはお示し出来ないというのが、限界でございます。よろしくお願ひします。

○会長

はい、ありがとうございます。他よろしいでしょうか。はい、具体的に確実にここまでという線が引けていない状況ということもありますし、農業委員会の方でもきっとそれを見てからじゃないとなかなか具体的な意見が言いにくいくらいという状況の中ではありますけれども、一応複数の方から懸念事項というような形でいただきましたので、継続的な農業ができるように関係者は国、県、市で十分調整を図っていただきたいというようなことは、附帯意見としてつけた方がいいかなというふうに考えますが、それでよろしいでしょうか。そうしましたら、本議案第1号、議案第2号につきましては、審議を終了したいと思いますけれども、これに対して、賛成の方は挙手をお願い致します。

○委員

(全員挙手)

○会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで、これで審議を終了したいと思いますが、先ほども申しましたように、附帯意見として、継続的な農業ができるように今後十分な調整を図っていただきたいというような意味合いのことを附帯意見として付けたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。そうしましたら引き続き議案第3号、近江八幡八日市都市計画東今崎町北部地区計画（東近江市決定）の決定について（付議）を議題とします。事務局から報告をお願いします。

(3) 議案第3号 近江八幡八日市都市計画東今崎町北部地区計画（東近江市決定）の決定について（付議）

○事務局 (説明)

○会長

はい、ありがとうございます。本案件は、地区計画制度小委員会において事前審議をいただいている。委員長から審議の結果等、報告をお願いします。

○委員長

それでは、本件についての小委員会での御報告をさせていただきます。本件に関しましては、東近江市地区計画の案作成に関する条例6条の規定に基づきまして、ただ今の原案に対して地区計画小委員会に付議され、去る2月22日、第17回地区計画制度小委員会で審議致しましたので、その結果を御報告させていただきます。ただ今の地区計画の原案につきましては、1点目、本市の都市計画マスターplanの方針と整合していること。2点目、調整区域の地区計画の運用基準に定める、これは市街化区域隣接型に合致し、地域の課題解決に資する計画であること。3点目、原案に対して利害関係等の同意、周辺住民の同意も得られていると判断できること。4点目、都計法第29条第1項の開発許可を得るための事前審査が完了している計画であること等から計画の妥当性を認め、原案にすることについて同意したことを御報告致します。意見、質問につきましては事務局から補足説明願います。

○事務局

はい、主な意見は16ありました。そのうち抜粋して報告致します。Q1 今回の地区計画では排水計画は吸込槽を設置することだが、吸込槽で問題ないのか。八日市地区で開発行為を行う場合は基本的に宅地や土地ごとに雨水を地下浸透させることになっており、また、現地での透水試験や地下水位の調査により吸込槽の浸透能力計算がなされているので、その面積に応じた能力の吸込槽をそれぞれ設置することで問題はないものと考えています。そのため、公共施設には公共施設用の吸込槽が設置されます。Q3 一部地区計画の範囲から抜けている資材置き場の場所について、ここは将来的にどういう形で転用が可能なのか。例えば、高層住宅になるのか、もしくはもっと大きな倉庫や工場が建つということはあり得るのか。そういうものが規制されていないと、将来的にこの地区計画の住環境にかなり影響が出るのでは。この場所は市街化調整区域ですので、あくまで市街化調整区域の基準を満たすものしか建ちません。建蔽率70%、容積率200%となっており、基本的には先ほどの例のような住環境に大きく影響を与えるような建物は建ちません。Q7 公園管理についての規定のようなものはあるか。また、管理は地元というものは規定に記載されているか。都市計画法第32条に基づく協議で公共施設の管理者同意の手続きがありますので、その際にこういうものにしてほしいという協議をしていますし、公園を作る前には業者から地元自治会にお話ししてどういう形状にするか等の相談はしてもらっています。管理については都市計画法第32条協議の際に要件として記載しており、自治会から同意が得られたことの証明も市様式の書面で提出してもらっています。これは重要事項説明に記載するというふうに3月18日に業者の方から確認しております。Q9 自治会加入に関しての指導はどうなっているか。こちらの自治会は今崎町になり、自治会から理解は得られています。また、開発審査の意見でまちづくり協働課から自治会加入の促進をすることといった内容の指導もしています。これから住まれる方には、開発業者から自治会加入の説明をしていただくことになります。こちらも3月18日に事業重要事項説明に記載するということを、業者の方から確認しております。Q16 今回の地区計画の区域は一部34条11号の指定区域に入っているが、その他の地区計画の区域はなぜ11号を外していたのか。農地であったということに加え、3000平方メートル以上ありましたので、地区計画の可能性を考慮して34条11号の指定区域には入れていませんでした。以上のような形で、御質問的回答とさせていただいております。以上になります。

○委員長

はい、ありがとうございます。以上、その他も含め計16件質問等ございました。特に先ほど防災、自治会、それから教育等に関しては、小委員会でも補足資料で追加説明してくださいという意味で先ほど御説明いただいたとおりです。それから特に懸案事項としては消防署が直近にあるので、十分事業者から契約者に対しての説明が必要であるというものをさせていただきまし

た。それから、総括事項として小委員会の事前郵送資料が不十分であると、特に事前審査願い関連も含めて事前に資料を提供していただきたいと、回収するのはするで構わないけども、資料については十分提供いただきたいというふうにも申し上げました。こちらの審議会につきましても、場合によってはスライドだけだと追い切れない部分もあるかと思いますので、当日回収でもいいので机上資料を投入された方が良いというようなことも申し添えさせていただきました。委員会の報告としては以上となります。

○会長

はい、どうもありがとうございます。そうしましたら、ただ今の説明に関しまして、御質問御意見等ございましたら、発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

気になる点というところで申し上げると、中抜きになっているところがやはり気になります。この計画自体に反対しているという訳ではないのですけれども、中抜きになっている資材置き場の部分については、当初から抜いていたのか、地区計画に入れることを反対されていたのか、その辺はどうだったのかということ。やはり市街化区域に隣接する部分がありますので、先ほどは調整区域であることから限定されるとはいうものの、この部分については次期の市街化区域編入で編入されてもおかしくない地域になってくるかなと思いますので、地権者が反対されているものを区域に入れるっていうのは難しいかも知れないんですけど、その辺がちょっと知りたいなと思います。

○事務局

はい、ありがとうございます。当初我々も開発業者の方に街区で括って全部含めて地区計画をという指導をしてきたのですけども、この部分はやはり今事業を適正にされておりまして、やはりこの区域、ここは住宅として使わずに事業を継続したい、事務所と車庫を継続したいということでしたので、この地区計画自体には反対はされていないのですけども、この部分を含むことに関しては、何回も説得はしたのですが、難しかったという経緯がございます。

○委員

小学校が選べるというお話だったのですが、こういう地区計画において、私の認識では同じ小学校に行くものだというふうに思っていたのですけど、それで学校の運営とか、登下校とかそういうふうないろんなところで支障があるのかないのか、ちょっとまだこれから分からぬかも知れないのですけれど、支障がなければいいことだなという思いもあるので、こういうケースが他もあるのかどうかお聞きします。

○事務局

すいません、他の地域でもこういったケースがあるのかは今存じ上げてないので、ちょっとお答えするのは難しいかなと思うのですけども、元々ここは八日市南小学校の通学路だったと思うのですが、そこから箕作小学校が新たにできましたので、そこで選べることになったというふうには聞いております。

○会長

確かに、先ほど委員からありましたように、地区計画というのは通常は街区で区切るっていうのが一般的になっている中で、真ん中が完全に抜けているっていうのは、こういったものを調整区域から新たに開発していくことに関してどうなのかなっていう議論は、あるかと思います。今回は地区計画制度小委員会の方にも一応、これで進めるっていう議論をしていただいているので、今、これに対して反対とかって言うつもりはないのですけれども、今後、これと同じように調整区域での地区計画が出てきたときにどうするのかということをやはり、一度考えていただきたいなということは思っております。基本的に調整区域は市街化しないっていうことになっておりまして、恐らく、今、東近江市の中でも市街化区域の中で低未利用地というものが存在しているかと思いますので、まず、新しく住宅地をつくり、低未利用地を優先的に、そこで居住を進めるつ

ていう方が、優先事項としてももちろん先にあるかと思いますので、調整区域の中でそれでもここは良い開発地なので、新たに市街化していきますというのであれば、やはり中抜きは気になるよねっていうそういう発言があるような区域を、ここが住環境がいいのでわざわざ制限を解除して市街化していきますっていうようなことが本当に言えるのかどうか、というようなことは一度市の内部の方でも議論していただきたいなというような思いはございますが、いかがでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおり街区で括るというのは、地区計画の大前提かと思っています。なかなか地区計画は地元の御理解がないと進められないというところもございますので、難しい部分はあるのですけれども、今後、原則どおりの形ができるだけ地区計画の話は持っていきたいというふうには思っております。以上です。

○委員長

先ほど11号12号の図で出てきていましたように、一応11号からも外した形で、ここに関しては特に西側ですけども、こちらに関しては都市計画とかまちづくりをやろうというのが市の方針としてはあったのかなと思いましたけども、もちろん今の資材置き場というか、倉庫ですか、それとあと消防署もそうなのですが、環境的にやはり影響が大きいので、その点は十分事業者から入居予定者に対して十分説明してくださいという話と、あと通学路がその中抜き部分にまたがる形でありますので、そういう部分も含めて十分、安全上、環境上の配慮をしてくださいという旨は、小委員会の方でも申し伝えたところでございます。

○会長

はい、補足説明どうもありがとうございました。はい、よろしいでしょうか。そうしましたら、採決に移ります。ただ今の議案第3号 近江八幡八日市都市計画東今崎町北部地区計画（東近江市決定）の決定について（付議）について、本審議会として案を適当とする内容を答申するのに對して、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

○委員

（全員挙手）

○会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので本審議会と致しましては案を適当と認める内容を答申することに致します。それではその他事項に移ります。

○事務局

（その他事項：開発許可状況について報告）

審議終了

審議結果 第1号議案 意見を付して案を適当と認める。

第2号議案 意見を付して案を適當と認める。

第3号議案 案を適當と認める。

閉会 午後3時30分

